

地域包括支援センター協力機関

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とし、地域での総合相談窓口としての役割を担っていきます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネイト、および資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現していきます。

1. 要援護高齢者への対応

- (1) 地域の総合相談窓口として、各種相談業務、福祉サービスの紹介や利用に対する助言や、福祉サービスの申請代行を行います。
- (2) 自立した高齢者・特定高齢者に対しては、地域支援事業サービスの紹介や介護保険サービスの説明等を行い、利用に際しての助言や申請の代行を行います。
- (3) 高齢者への戸別訪問を通じ、健康の維持改善が必要な高齢者のニーズの発掘、一般介護予防事業への助言を行い、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- (4) 定期的な見守り訪問が必要な要援護高齢者は、民生委員・見守り推進員・地域包括支援センターと連携を図りながら、利用者基本情報の作成や定期的な訪問により、安否確認・ニーズの発掘、それに即したサービス利用の助言・指導・申請の代行を行います。

2. 在宅サービスに向けた援助

- (1) 要介護認定希望者やそのご家族に対して、要介護認定申請方法の助言等を行います。
- (2) 病院のソーシャルワーカー及び民生委員や見守り推進員と連携を密にし、要援護者やその家族に対して、要介護認定申請手続きの助言・指導、在宅サービス利用申請の代行を行います。また、社会資源の活用が図れるよう助言も行っていきます。
- (3) 平成29年より開始となる介護予防・日常生活支援総合事業の利用に際しての説明、助言を行い、制度の浸透を推し進めています。

3. 角野地域との連携

- (1) 角野校区地域ケアネットワーク推進協議会の一員でもある社会福祉協議会角野支部・民生委員・見守り推進員・連合自治会員・老人クラブ等と連携し、地域住民との信頼関係の構築に努めます。
- (2) 角野地域の各種団体が主催する行事には積極的に参加し交流を図ります。
- (3) 角野校区地域ケアネットワーク推進協議会の事務局として、地域の各種団体との連携をとりながら、地域福祉事業を推進していきます。
- (4) 地域支援事業の実施に向け、地域住民が生活支援の担い手となれるような取り組みを行います。
- (5) 「すみの見守りSOSネットワーク協議会」の事務局として、認知症になっても安心して生活できる地域作りを推進していきます。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域でのネットワークを強化するとともに「ケア会議」等を通して地域での課題解決が図れるように努めます。